

事業実施・助成ガイドライン 細則 1 1 会計にかかる措置

要領 8 一般管理費等の計上費目

一般管理費等として計上できる費用の内容は以下のとおり。ただし、下記 1. (4) を除き、当該事業の実施に直接的にかかる費目については認められない。

項目	費目	内容
1. 一般管理費	(1) 役員報酬	理事および監事に対する報酬
	(2) 職員給与手当	本部事務所および現地事務所の職員（現地スタッフを含む）に対する給料・諸手当および賞与（人件費の対象とならないものを含む）
	(3) 退職金	役員および職員に対する退職金
	(4) 法定福利費	本部事務所および現地事務所の職員にかかる労災保険料、雇用保険料、健康保険料の団体負担分
	(5) 福利厚生費	本部事務所および現地事務所の職員にかかる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞金、福利厚生等、文化活動に要する費用
	(6) 修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
	(7) 事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考書等の購入費
	(8) 通信交通費	通信費、交通費および旅費
	(9) 動力・用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用
	(10) 調査・研究費	技術研究、開発等の費用
	(11) 広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用
	(12) 交際費	本部事務所、現地事務所などへの来客等の応対に要する費用
	(13) 寄付金	寄付金
	(14) 地代家賃	事務所等の借料
	(15) 減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用品費等の減価償却費
	(16) 試験研究費償却	新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却費
	(17) 開発費償却	新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
	(18) 租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税および道路専用料、その他公課
	(19) 保険料	火災保険およびその他の損害保険料
	(20) 契約保証費	契約の保証に必要な費用
	(21) 雑費	電算等経費、団体内打合等の費用、学会および協会活動等諸団体会費等の費用、その他必要とする費用 (但し、JPF 正会員費及び NGO 賛助会費は対象とはならない)
2. 付加利益	(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等	
	(2) 役員賞与金	
	(3) 内部留保金	
	(4) 支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用	

附則

- 1 本要領は 2016 年度第 3 回常任委員会の承認を経て、2016 年 7 月 1 日より施行する。
- 2 本要領は 2016 年度第 13 回常任委員会の議決により改正し、2017 年 3 月 17 日より施行する。

- 3 本要領は2018年度第4回常任委員会の議決により改正し、2018年7月20日より施行する。
- 4 本要領は常任委員会メール審議643の議決により改正し、2020年3月13日より施行する。
- 5 本要領は2020年度第7回常任委員会の議決により改正し、2021年2月1日より施行する。